第三十一期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	七四六、二九〇
固定資産	一四四、三八七
資産合計	八九〇、六七八

負債及び純資産の部

流動負債	二六三、四六四
固定負債	二七、二三〇
退職給付引当金	二七、二三〇
負債合計	二九〇、六九四
株主資本	六〇〇、〇〇二
資本金	六〇、〇〇〇
資本剰余金	一、一六八
資本準備金	一、一六八
利益剰余金	五三八、八三四
利益準備金	九、六〇四
その他利益剰余金	五二九、二三〇
（うち当期純利益）	（一七、二五九）
評価・換算差額等	△一九
その他有価証券評価差額金	△一九
純資産合計	五九九、九八三
負債・純資産合計	八九〇、六七八

平成二十一年七月二十一日

京都府長岡京市天神二丁目二六番一〇号

株式会社ムラタ栄興

代表取締役社長　戸川　一也

配当公告

岡山県真庭市鹿田二七九番地の三　破産者　株式会社ウエキ

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十年（フ）第一七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金一〇一、七七五、九四九円

一、配当することのできる金額　金二〇、六三〇、三四九円

平成二十一年七月二十一日

岡山県津山市船頭町七四番地の二国藤ビル二階東　破産管財人　山田　拓男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市山倉一七〇番地一、最後の住所千葉県市原市山倉一七〇番地の一　被相続人　亡　小林　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

事務所千葉市中央区中央四―一〇―一六　ワイ・アンド・ワイビル五階　千葉フェローズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横井　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市廿日市三〇二番地、最後の住所東京都豊島区南長崎二丁目一七番一二―三〇七号　被相続人　亡　秋元むつみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

東京都千代田区内神田一丁目一五番一一号　千代田西井ビル四階あけぼの総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍つくば市今鹿島一一番地一、最後の住所日野市大字日野一一一番地の一ニューロシティD―一一〇四　被相続人　亡　池田　勝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区木川東二丁目一五番、最後の住所大阪市淀川区三国本町二丁目一四番二三号特別養護老人ホームコモンズ三国　被相続人　亡　大田　春代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一　相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東成区神路二丁目一二番地、最後の住所大阪市東成区神路二丁目五番二四号　被相続人　亡　柴崎　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一　相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市下原山二六六番地、最後の住所兵庫県西宮市愛宕山二〇番六号　被相続人　亡　西村　友孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号太田川口法律事務所　相続財産管理人弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市伊陸七一五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松村美江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十一日

山口県岩国市川西二丁目六番三六号　相続財産管理人　加納榮一郎

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地改修のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年七月二十一日

一、墳墓等所在地　栃木県鹿沼市板荷二九六一番地

一、墳墓等の名称　福田家の墓

一、死亡者の本籍及び氏名　栃木県宇都宮市宿郷町　福田　武男

一、改葬を行おうとする者　栃木県鹿沼市板荷二九六一番地　観音寺住職　青田　博久

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年七月二十一日

一、墳墓等所在地　愛知県小牧市大字間々字牛山五八七番地

一、墳墓等の名称　間々墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県小牧市間々本町一六八番地　愛知県小牧市間々区墓地整備委員会　代表者　大野　勝

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年七月二十一日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡藍住町矢上字原三―一

一、墳墓等の名称　近藤家敷地

一、死亡者の本籍及び氏名　徳島県・三村喜六

一、徳島県・不詳三名

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境九三―一　近藤総一郎

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年七月二十一日

一、墳墓等所在地　沖縄県名護市字済井出四三五番三

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字嘉数四二番地二　赤嶺　弘